

## 津市納税通知書送付用封筒広告掲載実施基準

平成19年11月15日

(趣旨)

第1条 この基準は、津市広告掲載要綱（平成19年津市訓第2号。以下「要綱」という。）第3条第3項及び第4条の規定に基づき、津市納税通知書送付用封筒（以下「封筒」という。）への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告の規格は、縦6センチメートル、横7センチメートルとする。

2 広告には、広告である旨を必ず表示しなければならない。

(広告の掲載位置等)

第3条 広告を掲載する位置は、封筒裏面における所定の位置とする。

2 掲載する広告の件数は、1件とする。

(封筒の使用期間)

第4条 広告を印刷した封筒の使用期間は、納税通知書を送付したときから、おおむね1年間とする。

(広告の掲載方法)

第5条 広告の掲載方法は、封筒への印刷（単色刷り）によるものとする。

(広告の掲載料金)

第6条 広告の掲載料金については、別に定めるものとする。

(広告の募集方法)

第7条 広告の掲載を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）の募集は、本市のホームページ等における公募により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公募を行うに当たって、要綱第3条第2項各号に該当しない者に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第8条 申込者は、納税通知書送付用封筒広告掲載申込書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(広告掲載の決定等)

第9条 前条の規定による提出があった場合は、津市広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）において広告掲載の適否を審査するものとする。

2 市長は、委員会において広告掲載を行うことが適当であると認める者のうち、広告申込価格が最も高い者を広告主として決定するものとする。この場合において、当該広告申込価格が最も高い者が2者以上のときは、抽選により決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により広告主を決定したときは、納税通知書送付用封筒広告掲載決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

4 広告主は、市長が指定する期日までに、市長に広告の原稿を提出するものとする。

（広告原稿の確認等）

第10条 市長は、前条第4項の規定による提出があったときは、その内容等を速やかに確認し、必要があると認める場合は、広告主に修正を求めるものとする。

2 市長は、広告主が広告原稿の修正に応じない場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

（広告原稿の費用負担等）

第11条 広告原稿の作成は、広告主の責任において行い、その費用は、広告主が負担するものとする。

（広告掲載料金の納入）

第12条 広告主は、市長が指定する期日までに、本市が発行する納付書により広告掲載料金を一括して納入しなければならない。

2 市長は、広告主が指定する期日までに広告掲載料金を納入しない場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

（広告掲載料金の返還）

第13条 既納の広告掲載料金は、返還しないものとする。ただし、本市の都合により掲載できなくなったときは、その全部を返還することができる。

2 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料金には、利子を付さない。

（封筒への広告の掲載等）

第14条 封筒への広告の掲載は本市の責任において行い、その経費は本市が負担するものとする。

（広告主の責務）

第15条 広告主は、当該広告の内容に関しすべての責任を負うものとする。

（委任）

第16条 この基準に定めるもののほか、広告掲載の実施に関し必要な事項は、

別に定める。

附 則

この基準は、平成19年11月16日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

納税通知書送付用封筒広告掲載申込書

年 月 日

（あて先）津市長

住所又は所在地

氏名又は名称

⑩

代表者役職名・氏名

担当者氏名

電 話

F A X

E-mail

津市広告掲載要綱及び津市納税通知書送付用封筒広告掲載実施基準を遵守の上、次のとおり申し込みます。

1 広告申込価格

円

2 広告内容

3 税調査に対する同意

納税通知書送付用封筒の広告掲載申込みに当たって、津市が、法人市民税又は個人市民税、固定資産税及び軽自動車税の納税状況を調査することに同意します。

〔備考〕

申込者が個人の場合は、氏名欄に署名押印してください。

第2号様式（第9条関係）

納税通知書送付用封筒広告掲載決定通知書

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載について、次のとおり決定します。

- 1 決定区分  掲載する
- 掲載しない  
(理由)

2 広告掲載封筒 市民税・県民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税各納税通知書通送付用封筒

3 掲載料金 金 円

4 広告原稿提出期限 年 月 日まで

5 掲載料金納付期限 年 月 日まで

6 その他（条件等）